

野田市（水）公告第 6 号

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年4月7日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

1 公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

野田市水道事業公営企業会計システム更新業務

(2) 業務内容

野田市水道事業公営企業会計システムの構築、債権者・合計残高試算表のデータ移行、システム動作テスト、仮稼働、職員研修及びシステム賃貸借業務。

詳細は、別添「野田市水道事業公営企業会計システム更新業務仕様書」を参照すること。

(3) 賃貸借及び保守等の期間

賃貸借及び保守等の期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。

ただし、契約締結の翌日から令和5年9月30日までの期間は準備期間とし、これに要する費用は受託者の負担とする。

2 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録がされている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から3年を経過している者であること。
- (4) この公告の日からプレゼンテーション実施の日までに、「野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱」に基づく、指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) この公告の日からプレゼンテーション実施の日までに、「野田市建設工事等暴力団対策措置要綱」及び「野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱」に基づく、指名除外を受けていない者であること。

- (6) 電子交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年
間が経過している者であること。
 - (7) 建設工事等の入札日前6月以内に手形または小切手が不渡りとなっていない
者であること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に
基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされている者であること及び民事再
生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁
判所からの再生手続開始決定がなされている者であること。
 - (9) I SMS 又はプライバシーマーク等と同等のセキュリティマネジメントシス
テムの認証を受けている者であること。
 - (10) 令和4年度末において、給水人口が10万人以上の地方公共団体が経営す
る水道事業体に、L GWAN－ASP方式による公営企業会計システムの稼働
実績が5年以上あること。
 - (11) 自社開発の公営企業会計システムであること。
 - (12) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、野田市税のいずれも滞納し
ていない者であること。
- 3 プロポーザル募集内容等に関する事項
本事業のプロポーザルの募集内容等に関しては、別添「野田市水道事業公営企業
会計システム更新業務公募型プロポーザル募集要領」を参照すること。
- 4 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- 5 支払方法
システム導入経費、賃貸借料、システム保守料の合計額を令和5年10月1日か
ら令和10年9月30日までの60か月の毎月均等払いとする。
- 6 実施要領、仕様書等の配布
野田市水道部ホームページからダウンロードすること。
- 7 問合せ
〒278-0031
千葉県野田市中根324番地
野田市水道部業務課
電話 04-7124-5145
FAX 04-7124-3362